

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度観光利用による自然環境への影響モニタリング調査業務

2 業務の目的

世界自然遺産に登録された西表島は、生物多様性豊かな自然環境を有し多くの観光客を受け入れているが、従前よりオーバーツーリズムによる自然環境への影響が指摘されている。オーバーツーリズムの問題解消のため、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会において、令和4年12月に自然体験型の観光利用のルールやゾーニング、モニタリング項目等を定めた西表島エコツーリズム推進全体構想(以下、「全体構想」という。)を作成し、国からの認定を受けたところであるが、全体構想の中で定める観光利用による自然環境への影響を把握するためのモニタリング調査については、必ずしも十分には行われていない状況である。

そこで本業務では、全体構想の対象ではあるもののモニタリング項目として明示がなされていない海域自然観光資源利用及び夜間利用に関する自然環境調査等を実施することで、西表島の自然体験型の観光を持続可能な形で実施していくための基礎資料の収集を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から、令和9年3月31日まで

4 委託する内容

(1) 海域自然観光資源におけるサンゴ群集モニタリング調査

過年度業務において、全体構想にて自然観光資源としている海域のうち、特に利用によるサンゴ群集への影響が危惧されるバラス等周辺2地点及びバラス島周辺との比較対象地点1地点におけるリーフチェックを基本としたモニタリング手法を概ね確立したところである。これらの成果を踏まえた上で、確立した調査地点及び調査手法(なお、調査員は6名を想定)により、海域自然観光資源におけるサンゴ群集モニタリング調査を実施すること。なお、調査の実施にあつては、サンゴ群集に係るモニタリング調査に関する知見を有する有識者2名程度の助言を得るものとし、必要に応じて旅費及び謝金の支払い並びに船舶その他資機材の準備等についても実施すること。

(2) 夜間利用に関するモニタリング調査

ア ホテル観察利用に関するモニタリング調査の実施

オーバーユースによる具体的懸念が指摘されているホテル観察利用を対象に、過年度業務にて整理した調査手法を踏まえ、モニタリング調査を行う。なお、ホテル観察利用は3月から翌年度4月にかけての時期に広くなされることから、調査時期は令和8年4月及び令和9年1月から3月までの2期間、期間中は週に3回を基本として、ホテルの出現状況及び観察利用状況を踏まえた調査回数増減を想定すること。得られた調査成果は、令和8年4月分については前年度業務における令和8年1月から3月分の調査成果と合わせて取りまとめを行い、

令和9年1月から3月分については次年度業務において調査結果を評価するための有識者ヒアリングに活用することを念頭に、整理を行うこと。

イ 調査結果に関する有識者ヒアリングの実施

アにおいて取りまとめを行った令和8年1月から4月分の調査成果について、その取りまとめ方法、取りまとめ結果の評価等に関する有識者ヒアリングを行うこと。ヒアリングにあつては、必要な謝金の支払いについても実施すること。

(3) 業務打合せ

業務にあたって、担当官との打合せを実施すること。業務開始時、業務取りまとめ時を基本とし、年2回程度を想定している。場所は竹富町役場（石垣市内）を基本とするが、詳細は担当官と協議の上決定すること。

(4) 報告書の作成

(1)から(3)の実施結果を取りまとめた報告書を作成すること。

5 竹富町との調整

業務を遂行するにあたり、本町との調整を行う責任者を明らかにし、竹富町担当官に進捗状況を随時報告して調整を図ること。

(1) 本業務は、予算の適正かつ効果的な執行を確認するために、必要に応じて事業効果に関する資料を求める場合がある。

(2) 本業務に要した経費について、帳簿を備え支出額を記載して、その出納を明らかにし、支出内容を証する書類を整理して保管すること。

(3) その他、本業務の実施に際し、町の要請に速やかに応じること。

6 再委託・外注

受託者は、本業務を行うために必要な経費の中で、高い専門性や高度な技術を必要とする業務を他事業者に委託又は外注することができる。その場合、前条2号と同様にその理由及び必要性や支出までの一連の流れが確認できる書類を一式整理すること。

7 成果品

成果品として、報告書の紙媒体及び電子データを収納したDVD-R等電子媒体1部を納品すること。

8 著作権

成果品の著作権及び所有権は町に帰属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

9 その他

(1) 本契約履行にあたり、業務に関する町所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与又は閲覧可能である。

- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、町及び受託者で協議の上決定する。